#### 品川区商店街情報発信事業助成金交付要綱

制定 平成 29 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 76 号改正 令和 2 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 94 号改正 令和 3 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 117 号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街、品川区商店街連合会が行う情報発信を支援することにより、商店街のイメージアップと集客力の向上および個店への情報発信強化により、商店街の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

- 第2条 この要綱に基づく品川区商店街情報発信事業助成金(以下「助成金」という。)の交付を申請することができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 区内の商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合および未組織商店街(以下「商店街振興組合等」という。)
  - (2) 隣接する複数の商店街振興組合等で組織した連合体
  - (3) 品川区商店街連合会および品川区商店街振興組合連合会

(助成対象事業)

第3条 区長は、助成対象者が実施する別表1に掲げる事業に対し、その事業に係る経費の一部として、助成金を交付する。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費のうち、別表2に掲げるもの(以下「助成対象経費」という。)とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は予算の範囲内において別表1に定める限度額と、助成対象経費に別表1の助成率を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)を比較しいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

- 第6条 助成金の額は予算の範囲内において交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請 書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。
- 2 助成対象者が申請できる回数は、原則として1カ年度2回を上限とする。

(助成金の交付決定)

- 第7条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、 助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該助成対象者(以下「助成事業者」という。)に通 知するものとする。
- 2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(助成事業の内容変更等)

- 第8条 助成事業者は、助成事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)により区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認 決定通知書(第4号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときまたは助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第10条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容 およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額 確定通知書(第6号様式)により助成事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した助成対象経費の額に

助成率を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

(助成金の請求)

第11条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第12条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部 または一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に 関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるもの とする。

(違約加算金)

- 第14条 区長は、第12条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満は切り捨てるものとする。)を納付させるものとする。
- 2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 (違約加算金の計算)
- 第15条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、 返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額 がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、 それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額 が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額 に充てるものとする。
- 3 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第16条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理 し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなけれ ばならない。

(検査)

第17条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、 これに応じなければならない。

(適用)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)を適用する。

(委任)

第19条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

#### 付則

この要綱は平成29年4月1日から適用する。

# 付則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。 付則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

別表1(第3条、第5条関係)

助成対象事業	助 成 率	限度額
1. 情報発信事業		
単独で実施	1/2以内	150千円
共催(2 団体)で実施	1/2以内	300千円
共催(3 団体以上)で実施	1/2以内	450千円
2. 情報発信事業【多言語・IT特化型】 (多言語または電子媒体による情報発信事業) ※1		
単独で実施	2/3以内	200千円
共催(2団体)で実施	2/3以内	400千円
共催(3 団体以上)で実施	2/3以内	600千円
3. 個店宛情報発信事業 (商店街連合会による個店宛の情報発信事業)	1/2 以内	200 千円

<sup>※1</sup> 事業実施にかかる総事業費が10万円以上であること。

# 別表2(第4条関係)

助成金の対象経費

	区	分	摘    要
1	. 周知物制作経費		商店街の周知を図るために要する 経費
	パンフレット・リーフレット	・チラシ等の制作費	
	パンフレット・リーフレット・	・チラシ等の新聞折り込み経費	
	新聞、雑誌等への広告掲載料		
	案内看板等の製作費		
	ホームページの制作経費		
	CM・動画等映像の制作経費		
	使用量が確認できる場合のみ、 インクトナー代	、周知物制作に係る用紙および	在庫管理台帳等を作成し写しを提 出
2	. 諸経費		情報発信事業に要する諸経費
	送料		
	振込等手数料		

<sup>\*</sup>各記区分に掲げる細区分の事項は例示である。

<sup>\*100</sup>万円以上の経費については、複数の業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

	111	17	Ħ	トー
品	Ш	区	長	あて

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住 所	

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 3 事業內容 (1)計画書 別紙1
  - (2) 予算書 別紙 2
- 4 担 当 者 (1) 氏 名
  - (2) 連絡先

電話番号 : FAX番号: メールアドレス :

# 計画書

1	商店街名							
2	事業名							
3	実施期間	年	月	日	から	年	月	日まで
4	共催の場合、その商店行	<b>封名等</b>						
5	事業の具体的な内容							
6	期待される効果							

## 予算書

商店街名		
1111/11/12/11		

(単位:円)

						(単位・口)
経費名称	数量	単価	金額	対象経費	対象外経費	備考
	=1					
合	計					

総事業費計 A 対象経費計 B

\*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

売上等収益 C	助成対象経費 D	助成金交付申請額 E	商店街負担額 F
	(=B-C)	(=D×助成率 1/2)	(=A-E)

「助成金交付申請額 E」

- ※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※算出した額が限度額(15万円)を超過した場合、15万円が助成金交付申請額となります。

# 別紙 2 (第6条関係 情報発信事業【多言語・IT 特化型】の場合) 予算書

~~ ~~ / <del>/</del>		
HH   H /HT/V		

(単位:円)

						(単位・口)
経費名称	数量	単価	金額	対象経費	対象外経費	備考
	=1					
合	計					

総事業費計 A 対象経費計 B

\*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

売上等収益 C	助成対象経費 D	助成金交付申請額 E	商店街負担額 F
	(=B-C)	(=D×助成率 2/3)	(=A-E)

「助成金交付申請額 E」

- ※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※算出した額が限度額(20万円)を超過した場合、20万円が助成金交付申請額となります。

#### 別紙2 (第6条関係 個店宛情報発信事業の場合)

予算書

団体名		

(単位:円)

						(単位・口)
経費名称	数量	単価	金額	対象経費	対象外経費	備考
	=1					
合	計					

総事業費計 A 対象経費計 B

\*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

助成対象経費 B	助成金交付申請額 C (=B×助成率 1/2)	団体負担額 D (=A-C)

「助成金交付申請額 C」

- ※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※算出した額が限度額(20万円)を超過した場合、20万円が助成金交付申請額となります。

商店街名
代表者
4대 파살 두

役職名・氏名

様

品川区長 濱 野 健

#### 助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知 します。

記

1	助成金の種別	商店街情報発信事業	
2	事業名		
3	交付決定額		円

品	Ш	区	長	あて
	<i>)</i> וו	$\triangle$	X	$\alpha$

商店街名	
代表者	
役職名・氏名_	
住 所	

## 変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容を変更 (\*中止) したいので、下記のとおり申請します。

記

- 3 変更 (\*中止) の内容
- 4 変更(\*中止)の理由

商店街名 代表者

役職名・氏名

4 付帯条件

様

品川区長 濱 野 健

#### 変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更(\*中止)について、下記のとおり承認します。

記

助成金の種別 商店街情報発信事業
 事業名 \_\_\_\_\_\_\_
 承認内容

商店領	<b></b>			
代表	•			
役	職名・氏	名		
住	所			

## 実績報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、 下記のとおり報告します。

記

- 助成金の種別 商店街情報発信事業
  事業名
- 3 実施事業の報告 (1) 実施報告書 別紙1
  - (2) 決算書 別紙 2
- 4 担 当 者 (1) 氏 名
  - (2) 連絡先

電話番号 : FAX番号: メールアドレス :

# 実施報告書

1	商店街名							
2	事業名							
3	実施期間	年	月	日	から	年	月	日まで
4	共催の場合、その商店往	<b></b>						
5	事業の具体的な内容(列	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 益がある場	場合に	ナその内容	**記入)		
	サ <b>火</b> の米[世間な]14 ()			и п т	× C •>1 14			
6	事業実施後の効果							
	ず未大旭仮の別木							

決算書

商店街名		

(単位:円)

					(+	備考
経費名称	数量	単価	金額	対象経費	対象外経費	V 2
				刈豕桩負	N 多/N 社負	
合	計					
	HI					1

総事業費計 A 対象経費計 B

\*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

売上等収益 C	助成対象経費 D	助成金確定額 E	商店街負担額 F
	(=B-C)	(=D×助成率 1/2)	(=A-E)

#### 「助成金確定額 E」

- ※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります。

「売上等収益 C」がある場合は、売上等を確認できる、代表者および会計担当者が署名・押印した書類を添付願います。

# 別紙 2 (第9条関係 情報発信事業【多言語・IT 特化型】の場合) 決算書

(単位:円)

<b>奴</b> 弗 5 私	*/ <sub>2</sub> .≡.	)\\ \( \overline{\pi} \)	△ 安百		· · ·	備考
経費名称	数量	単価	金額	対象経費	対象外経費	
合	計					

総事業費計 A 対象経費計 B

\*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

売上等収益 C	助成対象経費 D	助成金確定額 E	商店街負担額 <b>F</b>
	(=B-C)	(=D×助成率 2/3)	(=A-E)

#### 「助成金確定額 E」

- ※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります。

「売上等収益 C」がある場合は、売上等を確認できる、代表者および会計担当者が署名・押印した書類を添付願います。

# 別紙 2 (第9条関係 個店宛情報発信事業の場合) 決算書

L3   T	

(単位:円)

	1	ı	т.		(+	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
経費名称	数量	単価	金額			備考
压负和初	外里	<del>11</del> 1141	72. 1A	対象経費	対象外経費	
	計	<u>I</u>				
П	ΡI					

総事業費計 A 対象経費計 B

\*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

助成対象経費 B	助成金確定額 C (=B×助成率 1/2)	団体負担額 D (=A-C)

#### 「助成金確定額 C」

- ※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります。

商店街名 代表者 役職名・氏名

品川区長 濱 野 健

#### 助成金額確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1	助成金の種別	商店街情報発信事業
2	事 業 名	
3	助成金確定額	
	(1) 交付決定額	<u>円</u>
	(2) 確定額	円

様

П	111	17.	Ħ	ナー
品	Ш	区	長	あて

	Ш	区	長	あて		
					商店街名	
					代表者 役職名・氏名	印
					住 所	
					請求書	
1	します		Ē.	月	日 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、	下記のとおり請求
					記	
1	助成	え金0	)種別	J	商店街情報発信事業	
2	事	業名	7			
3	請求	え額			<u>円</u>	